

セット・火災共済給付請求の手引き

(火災共済用)

給付請求にあたって

●給付請求される方へ

- ①給付請求するときは、この手引きに記載されている必要書類を揃えて、単位共済会（組合）に提出してください。
- ②セット・火災共済給付請求書は必ず提出します。太枠内に必要事項を記入・押印してください。
- ③②以外の必要書類には諸条件がありますので、下記の「給付請求必要書類欄の※印」をよくお読みください。
- ④給付請求は、共済事由が発生した日から2カ月以内に行うことが基本となります。共済事由発生から3年が経過すると時効となりますので、ご注意ください。国公共済会に書類一式が到着した日が基準日となります。
- ⑤共済金は、書類一式が国公共済会に到着した日から30日以内（1～15日到着は翌月1日、16日から月末到着は翌月15日）に指定の口座に入金します。15日または月末が土日休日の場合は、その前開局日が書類の到着の締切日となります。入金日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。なお、調査等で審査に時間がかかる場合は、この限りではありません。

●単位共済会の国公共済会担当者の方へ

- ①加入者から給付請求書類の提出があった場合は、必要書類がすべて揃っているか、記載内容にもれがないかを確認の上、セット・火災共済給付請求書の右上の組合記入欄に署名・押印をしてください。
- ②確認・署名・押印後、書類一式をコピー（※後日、書類の記載内容について国公共済会から確認することがあります）して手元に置き、書類原本を国公共済会事務局に郵送してください。

給付請求必要書類

※主な様式はホームページからダウンロードできます。

報告書に記載された被害の大きさによっては、査定員を現場に派遣することがあります。

必要書類	火災など	落雷	第三者の加害行為	車両の衝突	風水害など	床上浸水	地震※4	失火見舞費用	漏水見舞費用	修理費用	水道管凍結修理	持ち出し家財	借家人賠償	住宅災害死亡
①給付請求書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②住宅災害状況報告書(30日以内に提出)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③罹災証明書(関係官署発行)※1	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④現場の写真 ※2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
⑤家の間取図(寸法入り)※2	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
⑥見積明細書か領収明細書	○	◎	○	○	○		○	●	●	●	●	○	○	
⑦住宅の所有者確認書 ※3	△	△	△	△	△	△				△				
⑧修理不能証明書(買替の場合)		○	○											
⑨家財の被害状況申告書	△	△	△	△										
⑩交通事故証明書				○										
⑪賃貸契約書										○			○	
⑫死亡診断書・除籍謄本														○
⑬損害賠償額を示す書類													○	

◎印は見積明細書と領収明細書両方が必要です。見積明細書に落雷による被害である旨を明記してもらってください。

△印は損害が少ない場合（損害額100万円未満）は必要ありません。

●見積明細書と領収明細書の記載内容に条件が設定されていますので、事前に詳細を国公共済会にご確認ください。

※1 火災は消防署が、風水害は自治体が、落雷は電力会社が罹災証明書を発行。加害行為は警察署の被害届出証明書が必要です。

※2 写真の裏に番号を付け、写真を撮った場所を間取図に同じ番号で記入してください。また、損害を受けた場所が確認できるように間取図にマーカー等で斜線でしるしを付けて、具体的な損害内容を記入してください。

※3 住宅の所有者確認書は、建物登記簿謄本は法務局が、固定資産評価証明書は自治体が発行しています。

※4 大規模な地震が発生した場合には④、⑤、⑥の提出を省略することがあり、その場合は単組本部に文書でお知らせします。

※5 上記の他に、国公共済会が必要とする書類の提出を求めることがあります。

給付対象となる事由

※単位共済会（組合）の担当者はつぎのコード表の番号を給付請求書に記載してください。給付内容についての詳細は必ず総合パンフレットでご確認ください。

火災など

火災・破裂・爆発・落雷・消火作業による冠水破壊・他人の住居からの水漏れ・第三者の車両の飛び込み・突発的な第三者の加害行為・建物外部からの物体の落下、飛来・給排水設備の不測かつ突発的な水濡れによる損害

コード	給付区分	焼破損割合	給付内容	
			共済金額	臨時費用
501	全焼損	70%以上	契約共済金の金額（1口10万円）	最高 200 万円を限度 に共済金の 15%
502	半焼損	20%以上 70%未満	契約共済金額の 70%を上限として、契約共済金額に 焼率を乗じた金額が実損額、いずれが多い方	
503	一部焼損	20%未満		

※借家人賠償責任共済を契約している場合

居住する借用住宅が、被共済契約者（同一生計の親族ふくむ）の過失による火災等で、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合

共済金 (1口あたり)	お支払い額（コード520）
10万円	契約共済金額を限度とした損害賠償金の額

風水害など ※損害額全額の保障ではありません。

台風・暴風雨・雪崩・降雪・突風旋風・洪水・豪雨・長雨・降ひょう・高波・高潮で建物に損害を負った場合

コード	給付区分	建物の損害割合	共済金 (1口あたり)	最高限度額 (単位：万円)	5千円以上10万円未満の損害 (コード：508)
504	全壊・流出	建物再調達価額の70%以上	30,000円	300(150)円	5万円以上10万円未満 10,000円
505	半壊	建物再調達価額の20%以上	15,000円	150(75)円	4万円以上5万円未満 5,000円
506	一部壊	損害額100万円以上	4,000円	40(20)円	3万円以上4万円未満 4,000円
		損害額50万円以上100万円未満	2,000円	20(10)円	2万円以上3万円未満 3,000円
		損害額20万円以上50万円未満	1,000円	10(5)円	1万円以上2万円未満 2,000円
		損害額10万円以上20万円未満	500円	5(2.5)円	5千円以上1万円未満 1,000円
507	床上浸水	全床面の50%以上の浸水	床面150cm以上	15,000円	●10万円以上の損害の場合は、共済金のほかに臨時費用（共済金の15%）を給付します。 ●給付の最高限度額は100口分です。100口以上の契約も100口として計算します。建物または家財だけ加入の場合は50口として計算します。最高限度額の（ ）内の金額は、建物または家財のみの加入の場合です。
			床面100～150cm未満	10,000円	
			床面70～100cm未満	7,000円	
			床面40～70cm未満	5,000円	
		全床面の50%未満の浸水	床面40cm未満	3,000円	
			床面100cm以上	3,000円	
		床面100cm未満	1,000円	10(5)円	

※自治体発行の罹災証明書の損害区分と風水害等共済金の給付区分は異なります。

※建物の損害割合(給付区分)は、再調達価額(建物の居住面積から計算した加入限度額)に対する損害割合(査定金額)で求めます。

地震など ※損害額全額の保障ではありません。

地震による損壊・火災・津波による損壊・噴火による火災・損壊の場合

コード	建物の損害区分	1口あたりの見舞金	最高限度額	家財のみ加入の見舞金	
512	全壊	100口まで 10,000円 101口以上 5,000円	300万円	一律15万円	●令和3年3月より、自治体発行の罹災証明書の損害区分が6段階（全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・一部壊）に変更となりました。国共済会では、この6段階を既存の3段階に当てはめ、 ◇全壊：全壊 ◇半壊：大規模半壊・中規模半壊・半壊 ◇一部壊：準半壊・一部壊 の3段階で給付を行います。 ●貸家・空家は給付対象外です。
512	半壊	100口まで 5,000円 101口以上 2,500円	175万円	一律7.5万円	
512	一部壊	1,000円	60万円	一律3万円	

その他 ※給付条件、給付金額等の詳細は、総合パンフレットで確認してください。

コード	給付種目	給付内容
509	失火見舞費用共済金	契約者宅からの火災による第三者への見舞金
510	漏水見舞費用共済金	契約者宅からの事故による漏水での第三者への見舞金
511	修理費用共済金	賃借人の居住する住宅に損害が生じ、修理のために支払った修理費用
513	臨時費用共済金	501～507の共済金が支払われる場合
514	持ち出し家財共済金	一時的に持ち出した家財が他の建物内で火災等により損害が生じたとき
515	付加見舞い金	住宅災害によって契約者本人または同一生計の親族が死亡したとき
516	特別見舞い金	風呂の空焚きなど火災にいたらない程度の損害
517	水道管等凍結費用共済金	凍結による破裂または爆発によって当該機器のみに損害が生じたとき